議案第111号

南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月10日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 (平成17年南あわじ市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

6 箇月	5 箇月以上 6 箇	3 箇月以上 5 箇	3 箇月未満
	月未満	月未満	
100分の235	100分の188	100分の141	100分の70.5

第2条 南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

6 箇月	5 箇月以上 6 箇	3箇月以上5箇	3 箇月未満
	月未満	月未満	
100分の230	100分の184	100分の138	100分の69

附則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条の 規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与 及び旅費に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)第5条第2 項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現 行	改 正 案	備考
第1条~第4条 略	第1条~第4条 略	
(期末手当)	(期末手当)	
第5条略	第5条 略	
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6	
箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗 箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗		
じて得た額とする。この場合において、在職期間の算定については、	定については、 じて得た額とする。この場合において、在職期間の算定については、	
一般職の職員の例による。	一般職の職員の例による。	
<u>6 箇月</u> <u>5 箇月以上 6</u> <u>3 箇月以上 5</u> <u>3 箇月未満</u>	<u>6 箇月</u> <u>5 箇月以上 6</u> <u>3 箇月以上 5</u> <u>3 箇月未満</u>	
<u>箇月未満</u> <u>箇月未満</u>	<u>箇月未満</u> <u>箇月未満</u>	
100分の225 100分の180 100分の135 100分の67.5	100分の235 100分の188 100分の141 100分の70.5	
3・4 略	3・4 略	
第6条以下 略	第6条以下 略	

南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表 (第2条関係)

現 行	改 正 案	備考
第1条~第4条 略	第1条~第4条 略	
(期末手当)	(期末手当)	
第5条 略	第5条 略	
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前 6 箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間の算定については、一般職の職員の例による。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前 6 箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間の算定については、一般職の職員の例による。	
6箇月 5箇月以上6 3箇月以上5 3箇月未満 箇月未満 箇月未満 100分の235 100分の188 100分の141 100分の70.5	6箇月5箇月以上6 箇月未満3箇月以上5 箇月未満3箇月未満100分の230100分の184100分の138100分の69	
3・4 略	3・4 略	
第6条以下 略	第6条以下 略	